

## 平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画（改正案）のポイント

平成 29 年度内閣府本府政策評価実施計画の改正に当たって、計画決定時から変更した箇所は以下のとおり。

1. 事後評価の対象とする政策及び評価の実施方法等（本文）について  
「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）において、規制に係る政策の事後評価が新たに義務付けられたことから、当該項目を追加する。
2. 政策評価体系（別紙 1）について  
政策評価体系について、平成 29 年度補正予算の成立により 1 施策（「生産性向上の推進」（政策 3 - 施策④））が追加されたことから、平成 29 年度に実施し、事後評価を行う政策・施策を 25 政策 65 施策とする。